
プロジェクト	資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い
項目	本日の検討事項

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会における審議事項を示すことを目的としている。

経緯

2. 企業会計基準委員会は、2023 年 11 月 17 日に、実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 45 号」という。）を公表し、公表日以後適用している。
3. 実務対応報告第 45 号 BC3 項では、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）に規定される第 4 号電子決済手段に係る会計上の取扱いに関して、「資金決済法第 2 条第 14 項に規定される暗号資産（以下「資金決済法における暗号資産」という。）に類似する性格を有する可能性があり、会計上の性格を見極める必要があるが、現時点では、第 4 号電子決済手段に指定されるものが見込まれていない。企業会計基準諮問会議に寄せられた要望では、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段については、改正された資金決済法の施行に合わせて会計上の取扱いを定めることのニーズがあったため、本実務対応報告においては、これらの電子決済手段に関する会計上の取扱いを優先して定めることとした。」としていた。したがって、実務対応報告第 45 号においては、第 4 号電子決済手段に係る会計上の取扱いは定めていない¹。
4. 一方、実務対応報告第 45 号において最小限の項目に関する会計上の取扱いを優先して定めたことに関し、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、実務対応報告第 45 号において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者により当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとしていた（実務対応報告第 45 号 BC4 項）。
5. 前項までの状況の下で、今般、次の(1)及び(2)に関して法令改正が行われた。

¹ 本資料及び後続の資料では、資金決済法第 2 条第 5 項の各号に規定される電子決済手段をそれぞれ、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段、第 3 号電子決済手段及び第 4 号電子決済手段と表記している。

- (1) 2026 年 6 月 1 日に「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(令和 8 年内閣府令第 47 号) が施行され、第 4 号電子決済手段のうち「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令」(令和 5 年内閣府令第 48 号。以下「取引業府令」という。) 第 2 条第 3 項第 1 号で規定されるもの² (外国信託型ステーブルコイン) が創設された。
 - (2) 2025 年 6 月に「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 66 号。以下「改正法」という。) が成立し、その後、2026 年 6 月 1 日に改正法に係る政令及び内閣府令等が施行され、第 3 号電子決済手段の裏付け資産につき、一定の国債及び中途解約が認められる定期預貯金による管理・運用が認められ、運用対象資産や上限組入比率、元本毀損防止に係る具体的な要件等が定められた。
6. 本資料第 4 項に記載のとおり、実務対応報告第 45 号においては、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、実務対応報告第 45 号において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者により当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとしている。このため、本件は、過去に当委員会にテーマ提言された項目に関する継続的な対応の一環と位置付けることができると考えられる。
7. したがって、本件の対応の可否については、改めて企業会計基準諮問会議における新規テーマの提言のプロセスを経る必要はなく、当委員会において判断を行うことができるため、第 578 回企業会計基準委員会 (2026 年 6 月 10 日開催) において、当委員会の判断により、以下について実務対応報告を改正する対応を行うこととした。
- (1) 取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号で規定される第 4 号電子決済手段の創設への対応
 - (2) 第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正に関する対応

本日の審議事項

² 取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号で規定される第 4 号電子決済手段については、以下の各要件を満たすものが該当するとされている。

- (1) 発行者が国内の銀行業・資金移動業と同等の免許・登録を受けていること
- (2) 国内法令と同等の外国法令に基づき外国の行政機関等 (金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるもの) の監督を受けていること
- (3) 裏付け資産を国内法令と同等の外国法令により管理し、監査を受けていること
- (4) 犯罪行為の疑いがある場合の取引停止等の措置を講ずることとされていること
- (5) 信託財産と電子決済手段が同一の通貨建てであること

8. 本日は前項(1)及び(2)について、実務対応報告第45号の改正の対応並びに適用時期及び経過措置について審議を行う。また、実務対応報告第45号の改正案等の文案について検討を行う。

(1) 実務対応報告第45号の改正の検討（審議事項(5)-2）

(2) 適用時期及び経過措置の検討（審議事項(5)-3）

(3) 文案の検討

① 実務対応報告第45号の改正案（審議事項(5)-4）

② 企業会計基準第32号『『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正』の改正案（審議事項(5)-5）

③ 移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正案（審議事項(5)-6）

④ コメント募集及び本公開草案の概要（審議事項(5)-7）

なお、第178回実務対応専門委員会（2026年6月25日開催）で聞かれた意見については審議事項(5)-8に、第179回実務対応専門委員会（2026年7月21日開催）で聞かれた意見については審議事項(5)-9に記載している。

以 上